令和７年度介護保険事業者等集団指導

共通事項⑦ ～高齢者虐待の防止について～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

１.高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止について①

1　高齢者虐待防止法の理解

（１）養介護施設・事業所の責務（高齢者虐待防止法20条）
①研修の実施　②利用者及び家族からの苦情処理体制を整備　③高齢者虐待防止のための措置を講ずる。

（２）早期発見についての義務（法第5条）
養介護施設従事者等は高齢者虐待を発見しやすい立場である

（３）通報義務（法第21条）
養介護施設従事者等は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報しなければならない。

通報を行うことは守秘義務には妨げられない（虚偽や過失によるものを除く）（法第21条第6項）
通報したことによる不利益な扱い（解雇、降格、減給など）は禁止（虚偽や過失によるものを除く）　（法第21条第7項）

2　市町村・県等行政の対応

窓口の設置・周知(市町村)
高齢者虐待に関する通報や相談、届出を受付、その後の対応に結びつける窓口の設置（法第18条、第21条第5項）
養介護施設従事者等による虐待通報を受けた後の対応

【市町村】	【県】
・高齢者の安全確認・緊急性の判断 ・通報等の内容の事実確認・訪問調査 ・ケース会議の開催 ・介護保険法上の権限行使 （報告徴収・立入検査、地域密着型サービス事業者監督） ・県への報告	・老人福祉法・介護保険法による権限の適切な行使 ・必要に応じて広域調整 ・虐待の状況等の公表（毎年度）

高齢者虐待の防止について②

3　身体拘束の禁止

介護保険施設等において利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため**緊急やむを得ない場合（※）**を除き、**身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止**

※緊急やむを得ない場合の３要件（全て満たすことが必要）

1	**切迫性**	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2	**非代替性**	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
3	**一次性**	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

高齢者虐待の防止について③

身体拘束の手続き上の手順

- 緊急やむを得ない場合の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- 身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を高齢者本人や家族に対して**十分に説明し、理解を求める**ことが必要。
- **常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合にはただちに解除する。**
- 身体拘束の様態・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を**記録**することが必要

身体拘束例

① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 出典：「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和７年３月厚生労働省老健局）

4　高齢者虐待・不適切なケアが起きた場合の対応について

速やかな初期対応を図る！

- 利用者の安全確保
- 事実確認
- 組織的な情報共有と対策の検討
- 本人・家族への説明や謝罪、関係機関への連絡
- 原因分析と再発防止の取組

正確な事実確認
情報は隠さない

虐待（疑い）は施設所在地の市町村に報告

高齢者虐待の防止について④

5　長野県内の高齢者虐待の状況について（令和６年12月27日厚生労働省報告）

（１）　高齢者虐待の判断件数、相談通報件数（長野県の状況）

【養介護施設従事者等によるもの】

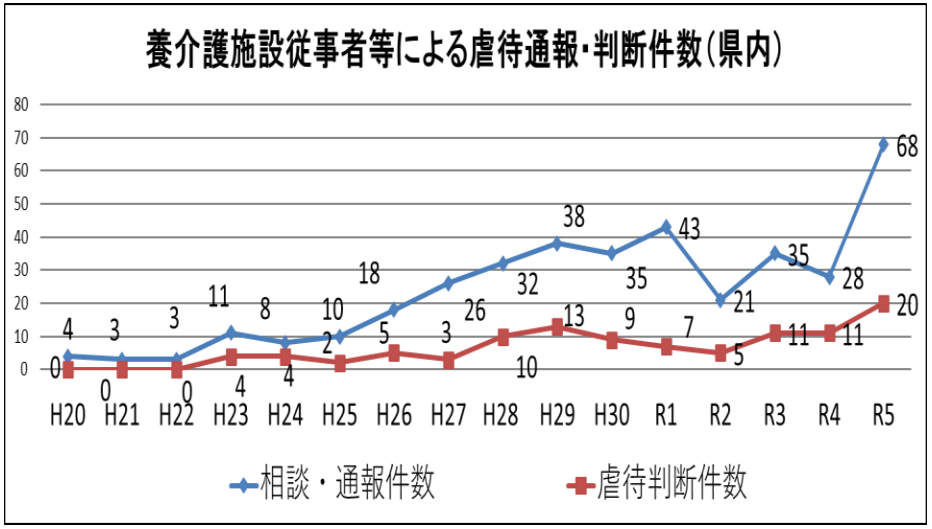

【養護者によるもの】

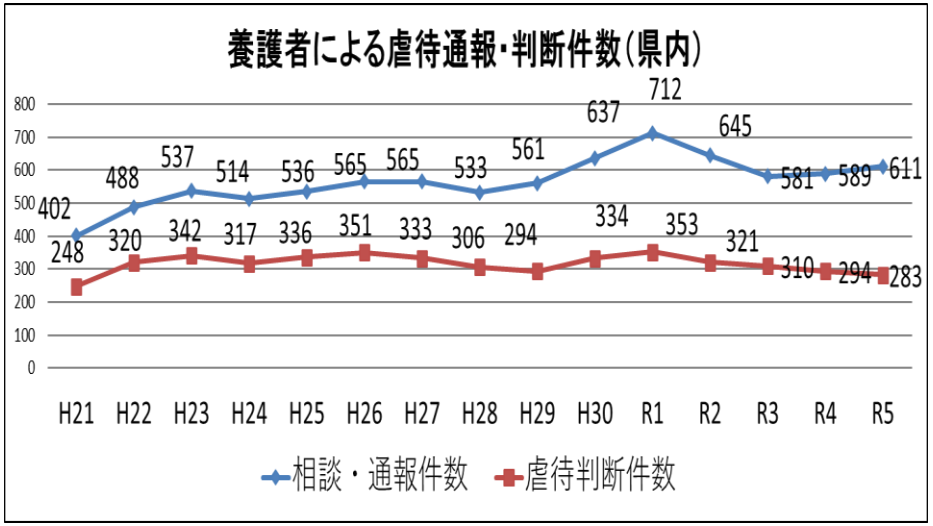

（参考）全国の状況

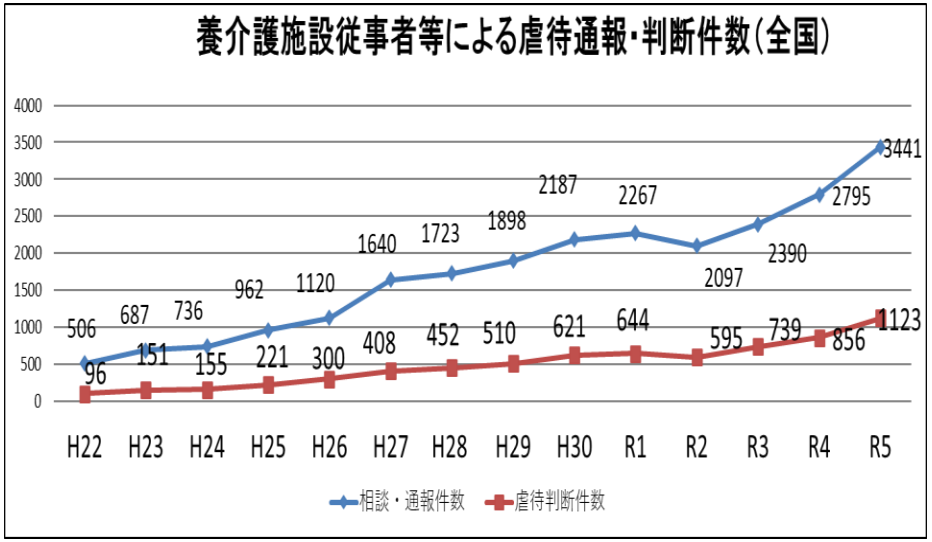

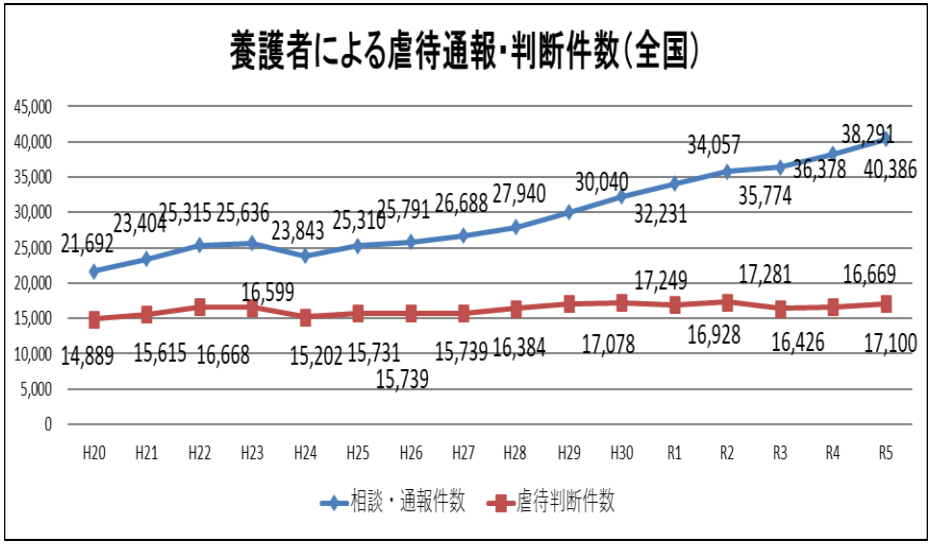

高齢者虐待の防止について⑤

（２）長野県の養介護施設従事者等による虐待の状況（Ｒ５年度）

１　件　　数	20件
２　虐待の種別	・身体的虐待 ・介護等放棄 ・心理的虐待 ・性的虐待
３　虐待のあった施設の種別	・特別養護老人ホーム（８件） ・介護老人保健施設（２件） ・（住宅型）有料老人ホーム（４件） ・短期入所施設（２件） ・訪問介護等（２件）
４　虐待を行った従事者の職種等	・介護職 ・看護職　等
５　市町村又は都道府県による指導等	・施設等に対する指導 ・改善計画提出依頼 ・従事者等への注意・指導

（３）結果の概要（全国：養介護施設従事者等）

	主な内容・特徴	状況
虐待者の性別	男性の割合が高い （参考）介護従事者全体に占める男性の割合23.0%	54.5%
主な発生要因 （複数回答）	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 職員のストレスや感情コントロールの問題	77.2% 67.9%
相談・通報者 （複数回答）	当該施設職員 当該施設管理者 家族・親族	28.7% 16.7% 15.2%
虐待種別 （複数回答）	身体的虐待 心理的虐待	51.3% 24.3%
被虐待者の状況	認知症の割合が高い 認知症日常生活自立度Ⅱ以上	73.0%
その他	虐待判断事例のうち、虐待等による死亡事例　５件	

高齢者虐待の防止について⑥

（４）施設・事業所の種別（全国）

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	（内訳）		小規模多機能型居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	352	114	5	156	315	(188)	(127)	25
割合(%)	31.3	10.2	0.4	13.9	28.0	(16.7)	(11.3)	2.2

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	5	10	44	35	40	9	13	1,123
割合(%)	0.4	0.9	3.9	3.1	3.6	0.8	1.2	100.0

（５）虐待の種別（全国）

	身体的虐待	（うち身体的拘束等）	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	1,198	(598)	521	568	63	424
割合(%)	51.3	(25.6)	22.3	24.3	2.7	18.2

受講報告について

「説明動画の視聴＋資料の閲覧」 → **受講確認票の提出** → **出席**となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ **同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。**
  （例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。）
- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含みます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。
  （当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。）
- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちらの二次元コードから申請が可能です

★受講確認票の提出締切日は**令和８年１月16日（金）**です。

（締切日以降は受付できなくなります。）